

令和2年度横浜市精神保健福祉審議会 第4回依存症対策検討部会会議録	
日 時	令和3年1月18日（月）17時00分～18時00分
開催場所	ウェブ会議も併用した開催
出席者	伊東委員、飯島委員、植原委員、大石委員、岡田委員、小嶋委員、小林委員、佐伯委員、斎藤委員、佐藤委員、中村委員、長谷川委員、菱本委員、松下委員、山田委員、由井蘭委員
欠席者	天貝委員、松崎委員
開催形態	公開（傍聴人0人）
議 題	横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の素案および概要版について
決定事項	いただいたご意見を踏まえて素案および概要版の修正を進める。
議 事	<p>1. 開会 このころの健康相談センター長より挨拶</p> <p>2. 報告 （1）横浜市依存症関連機関連携会議について （事務局）資料1「令和2年度 横浜市依存症関連機関連携会議について」を説明</p> <p>（2）横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の素案および概要版について （事務局）資料2「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案」、資料3「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案概要版」について、修正箇所を説明 （斎藤委員）IRに関するコラムに「世界最高水準と言われるIR整備法に基づく対策」という表現がありますが、「世界最高水準の対策をしても依存症になるのであれば、やむを得ない」と理解されてしまう可能性があるため、「世界最高水準」という表現は削除したほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>また、医療機関等の区分について、「専門医療機関」と「依存症の治療を行わない精神科」の2つに分けていますが、一般の精神科が専門医療機関につながっていない患者の受け皿となり、依存症やその併存疾患・続発症の治療を行っていることは多いのではないかと考えられます。依存症治療の実施の有無で分けてしまうのではなく、ゆるやかに「一般の精神科」といった表現の方が良いと思います。</p> <p>（事務局）IRのコラムにおける「世界最高水準」という文言については、検討します。</p> <p>また、医療機関については、資料2、素案の39ページの「依存症治療を行う医療機関における取組」に、専門医療機関以外で依存症治療に取り組んでいる医療機関の取組を記載しておりますが、ご指摘いただいた表現について検討させていただきます。また、素案の段階では反映できませんでしたが、現在、神奈川県と共同で医療機関等における依存症治療の状況について調査を行ってお</p>

	<p>り、今後反映していきたいと考えております。</p> <p>(大石委員) 斎藤委員からご指摘があった通り、「最高水準」という言葉を用いるべきではありません。医療機関においても、「最高水準の医療を行っています」といった広告を行うことは、厚生労働省の基準で禁止されていますので、よく注意してください。</p> <p>(中村委員) 資料2、素案の5ページ「依存症の定義について」に「高度な治療・支援」という表現がありますが、これは具体的にどのような治療方法を指しているのでしょうか。</p> <p>(事務局) 依存症の状態像が、自身で自然に回復できる状態から、複雑な治療や支援が必要になる状態まで、幅広いということを示したくてこのような書き方にしましたが、誤解を招く可能性もある表現ですので、検討したいと思います。</p> <p>(中村委員) 依存症はこうすれば回復するという治療や支援があるというわけではないと思います。ギャンブル障害の場合、他の障害と重複していることが普通であり、困難に寄り添うことでゴールという人も少なくありません。「ここに行けば解決する」といった表現を記載してしまうと、実際に治療や支援が上手くいかなかった際に、だれが責任を取るのでしょうか。計画においては理想的なことを記載する必要もあるかもしれませんが、支援計画全体を通して本当に大丈夫だろうかという違和感があります。</p> <p>(飯島委員) 資料3のパブリックコメント用概要版について、「第4章 取り組むべき施策」の一次支援の「重点施策1 予防に資する普及啓発」にアルコール・薬物に関する取組が示されていますが、市民の関心が高いギャンブルについての取組も示した方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>(事務局) ギャンブルについての取組は、資料3では、二次支援の「重点施策3 相談につながるための普及啓発」に入れております。紙幅が限られている関係で、素案に記載しているすべての取組を掲載することができていない状況ですが、再検討させていただきたいと思います。</p> <p>(飯島委員) われわれ弁護士としては、ギャンブルによる自己破産が増えることを懸念しており、その防止のためには一次支援（予防）の観点から、適切な金銭管理の必要性を広く注意喚起することが重要であると考えておりますので、可能であれば反映していただけるとありがたいと思います。</p> <p>(伊東部会長) 法律相談や多重債務問題を担当されている弁護士からのご意見であるため、重く受け止めた方が良くと思います。</p> <p>(佐藤委員) 私も飯島委員のご指摘と同じことを感じていました。一次支援の段階にも、やはりギャンブルに関する取組を入れていただきたいということに加えて、「相談につながるための普及啓発」の部分にも、アルコール・薬物・ギャンブルに関する取組を、それぞれ同じくらいの分量で掲載していただけると良いのではないかと思います。</p>
--	---

(松下委員) 「回復」の定義として「困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいけること、自分らしく健康的な暮らしを続けること」と示されていますが、断酒したり断薬したりという状態が「続く」ということを強調されているのはとても良いと思います。ただし、「回復」という言葉に既に「続ける」という意味が含まれているならば、例えば重点施策6の「地域で生活しながら回復を続けることをサポートする取組」から「続ける」という言葉を削除した方が分かりやすいと思います。

(中村委員) 計画の中に「国の調査、本市の調査いずれにおいてもギャンブル等依存症の疑われる人がもっともよくお金を使ったギャンブル等は、パチンコ・パチスロが最も多くなっている」という記述がありますが、パチンコホールは年々減少しています。新型コロナウイルスの影響で多くのパチンコ・パチスロ店が営業自粛になり、その反面、ウェブ上で参加できる競馬やボートレースにお金を使う人が非常に増えています。社会の状況は変わってきており、この支援計画が施行されたときに実態に沿うものでなくなってしまうことを危惧しています。

また、この検討会議の議事録の横浜市のウェブサイト上での掲載場所が非常にわかりづらいです。市民の方々からパブリックコメントでご意見をいただく際には、どのような会議で、どんな議論が行われているのか、把握していただいた方が、全体像が見えやすいのではないかと思います。

(事務局) ご指摘を踏まえ、本市ウェブサイト上での議事録の掲載場所等についてわかりやすくするように検討し、議論の内容について多くの皆様にご覧いただけるようにしたいと思います。

(小林委員) 「治療」や「回復」といった言葉の定義は、多様性を担保した表現にしなければいけないと思います。先ほどの「高度な治療」という言葉で意味されているものは多機関や多職種が長期かつ重層的に関わる事例ということだと思いますが、「こういう治療をすれば、こういう結果が予想できる」といった単純な治療モデルを読む人に与えないように、表現を工夫する必要があります。例えば、入院して治療プログラムを数か月受ければ完治するといった期待を持たれるご家族もいますが、そう簡単ではないといったことを、架空のケースをもとに説明することなども考えられます。回復のプロセスも、自助グループに関わるだけで回復できるケースもあれば、何度も再発を繰り返して様々な支援者が関わるケースもあることなど、多様性があることを示す必要があります。

(佐伯委員) 斎藤委員のご指摘と関連して、例えば、内科など精神科以外の診療科との連携についても、うまく取り入れることができれば良いと思いました。

3. その他

	<p>(事務局) 今後のスケジュールについて説明。</p> <p>(由井菫委員) 素案 93 ページに、「高校の保健体育でのギャンブル等依存症教育」がありますが、素案の 50 ページに「依存症関連施策を実施する部署での取組」の教育委員会事務局の取組としては、アルコール・薬物に関する取組しか記載されていないのはなぜでしょうか。</p> <p>(事務局) 素案 50 ページに記載しているのは、現在、既に実施している取組です。「高校の保健体育でのギャンブル等依存症教育」は令和 4 年度から開始しますので、今後実施する施策の方にのみ記載しております。</p> <p>障害福祉保健部長より挨拶</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資料	<p>資料 1 令和 2 年度横浜市依存症関連機関連携会議について</p> <p>資料 2 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案</p> <p>資料 3 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案概要版</p> <p>資料 4 横浜市精神保健福祉審議会条例・運営要領</p>